

## 特別決議

私たち石川県行政書士会は、行政書士法施行規則第二〇条を改定することは行政書士法第一条の「行政に関する円滑な手続の実施に寄与」することに反し、「国民の利便に資する」ことにはならず、むしろ国民に過大な負担を強いることになるかと判断した。よって、平成二三年度定時総会において行政書士法施行規則第二〇条の改定に反対することを特別決議する。

平成二十三年五月二十八日

石川県行政書士会 平成二十三年度定時総会